

【幼保連携型認定こども園】

(施設名(仮称))

(事業者住所)

1 職員配置・園舎・園庭・設備

(所在地)

(事業者名)

区分	定員			学級 (必要な数) (学級)	教育・保育に 従事する職員 (必要な数) 園長は	保育室 (必要な数)	・ほふくしない 2歳未満児 ・ほふくする2 歳未満児	・乳児室 ・ほふく室 (必要な面積) ・保育室	
	保育を必要 (2号・3号) (人)	保育を必要と しない(1号) (人)	計 (人)					幼稚園の	面積 (㎡)
0歳児			0					0.00	(0.00)
1歳児			0				0	0.00	(0.00)
2歳児			0				-	0.00	(0.00)
3歳児			0	0		0		0.00	(0.00)
4歳児			0	0		0		0.00	(0.00)
5歳児			0	0		0		0.00	(0.00)
計	0	0	0	0	0	0	0	0.00	(0.00)

(代表者名)					
(適否)					
教育・保育 に従事する 職員 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡) ※特例適用 有の場合、2 ~5歳児は 「-」で表示	保育室面 積基準判 定(特例適 用の有無 は問わら ない)	園庭 (㎡)	学級 (学級)	保育室 (室)
-	○				
-	○				
-	○	○			×
-	○	○	○	○	○
-	○	○	○	○	○
○	園舎	○			

※1 2階以上に乳児室等を設置→黄アのシートを入力

園舎 (必要な面積)	園庭 (必要な面積)
園舎は (㎡)	園庭は (㎡)
(0.00)	0.00 (0.00)

(各園庭面積) (㎡) 図面に範囲と面積を記載すること。

設備	室数(室)	内法面積(㎡)	設置階※1
乳児室①		0.00	
ほふく室②		0.00	
保育室③		0.00	
遊戯室④		0.00	
遊戯室は			
便所⑤			

(各室面積) 図面に各室の用途と内法面積を記載すること。

職員室⑥	乳児室①	内法面積(㎡)	受入可能人数	保育室③	内法面積(㎡)	受入可能人数
保健室⑦	1 乳児室(○ ○組)		(0.00)	7 4歳児保育 室(○組)		(0.00)
調理室⑧	2		(0.00)	8 4歳児保育 室(○組)		(0.00)
	ほふく室②	内法面積(㎡)	受入可能人数	9 4歳児保育 室(○組)		(0.00)
飲料水用設備⑨	1 ほふく室 (○組)		(0.00)	10 5歳児保 育室(○組)		(0.00)
手洗用設備⑩	2		(0.00)	11 5歳児保 育室(○組)		(0.00)
足洗用設備⑪	保育室③	内法面積(㎡)	受入可能人数	12 5歳児保 育室(○組)		(0.00)
放送聴取設備⑫	1 2歳児保育 室(○組)		(0.00)	13 その他①		(0.00)
映写設備⑬	2 2歳児保育 室(○組)		(0.00)	14 その他②		(0.00)
水遊び場⑭	3 2歳児保育 室(○組)		(0.00)	遊戯室④	内法面積 (㎡)	備考
園児清浄用 設備⑮	4 3歳児保育 室(○組)		(0.00)	1 遊戯室		専用部分の み記入。 ※保育室と の兼用部分 は保育室と して算入。
図書室⑯	5 3歳児保育 室(○組)		(0.00)	2		
会議室⑰	6 3歳児保育 室(○組)		(0.00)	3		

※満3歳児の保育室面積について
満3歳児で別に学級編成する場合は、3歳児保育室に記入。2歳児保育室で
引き続き保育する場合は、2歳児保育室に記入する。

(補足説明欄) この欄には、特に説明が必要なものがあれば記載してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

試算 従事職 員(人)		試算定員時 (人)		教育・保育に 従事する職員 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡)	園庭	学級 (学級)	試算 学級 (学級)	教育・保 育に従事 する職員 (人)	・乳児室 ・ほふく室 ・保育室 (㎡) ※特例適用 有の場合、	保育室 面積基 準判定 (特例適 用の有 無は問 わらな い)	園庭 (㎡)	学級 (学級)	
		0歳児		(0.0)	(0.00)	(0.00)			-	○				
		1歳児		(0.0)	(0.00)				-	○				
		2歳児		(0.0)	(0.00)			0	-	○	○			
		3歳児		(0.0)	(0.00)			0	-	○	○	○	○	○
		4歳児		(0.0)	(0.00)			0	-	○	○	○	○	○
0	計	0	0	0	園舎	(0.00)			○	園舎	○			

(施設名(仮称))

2 学級・クラス配置

番号	名称	園児	担任
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

- 1 「名称」には、
3歳児以上の学級（原則、学年で同一年齢児35人以下で編制）、
2歳児以下のクラス（施設型給付ではない一時預かり事業などは除く。）
の名称（「さくら組」、「うさぎ組」など）を記載する。
- 2 「園児」には、
各学級、クラスに属する園児の年齢を記載する（「2歳児」、「3歳児」など）を記載する。
- 3 「担任」には、
学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（1人以上）、
クラスを担当する保育教諭などの氏名を記載する。

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定)年月日	幼稚園教諭免許状授与年月日	保育士登録年月日	その他資格取得年月日	摘要
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38	学校医								
39	学校歯科医								
40	学校薬剤師								

- 「職員」には、
 【必置】園長、保育教諭、調理員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師
 【努力義務】副園長又は教頭、(主幹)養護教諭又は養護助教諭、事務職員
 【任意】主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師、(主幹)栄養教諭、用務員
 等を記載する。
 なお、令和7年3月31日までの経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師（保育教諭及び助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）になることができる。
- 「勤務形態」は、
 常勤または非常勤を選択する（就業規則で定める所定労働時間で勤務する場合、「常勤」を選択。それ以外は「非常勤」を選択。）。
- 「雇用形態」は、
 正規または非正規を選択する。
 それ以外の場合は、摘要欄に雇用形態を記入する。
- 「その他の資格取得年月日」には、
 栄養教諭、養護教諭、栄養士、調理師、医師、歯科医師、薬剤師等の名称とその取得年月日を記載する。
- 「摘要」には、
 担任の場合は、担当する学級・クラスの名称を記入する。
 教育・保育に従事する職員の場合は、担当する園児（「1歳児」、「2歳児」等）を記入する。

記載例)

番号	職員	氏名	勤務形態	雇用形態	採用(予定)年月日	幼稚園教諭免許状授与年月日	保育士登録年月日	その他資格取得年月日	摘要
1	園長	〇〇 〇〇	常勤	正規	S55.4.1			小学校教諭1種 S55.3.15	
2	保育教諭	△△ △△	常勤	正規	S63.4.1	S63.3.19	未取得		さくら組 3歳児
3	保育教諭	△△ △△	常勤	正規	H7.4.11	未取得	H7.3.31		うさぎ組 2歳児
4	調理員	△△ △△	非常勤	正規	H26.10.1			栄養士登録 S59.4.13	
5	学校医	□□ □□	非常勤	非正規	H27.4.1			医師	□□医院
6	学校歯科医	●● ●●	非常勤	非正規	H27.4.1			歯科医師	●●歯科
7	学校薬剤師	▲▲ ▲▲	非常勤	非正規	H28.4.1			薬剤師	▲▲薬局

(施設名(仮称))

ア 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)を2階以上に設ける場合の要件

区分	要件	確認欄					
2階に設ける場合	○第1号、第2号及び第6号の要件に該当するものであること。						
3階以上に設ける場合	○第1号から第8号までの要件に該当するものであること。						
要件	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。						
	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。						
	2階	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="457 700 520 795">常用</td> <td data-bbox="520 700 1787 795">1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 795 520 1047">避難用</td> <td data-bbox="520 795 1787 1047">1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
	常用	1 屋内階段 2 屋外階段					
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段					
	3階	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="457 1047 520 1142">常用</td> <td data-bbox="520 1047 1787 1142">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 1142 520 1359">避難用</td> <td data-bbox="520 1142 1787 1359">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段					
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段					
	4階以上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="457 1359 520 1484">常用</td> <td data-bbox="520 1359 1787 1484">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 1484 520 1754">避難用</td> <td data-bbox="520 1484 1787 1754">1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段					
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。))を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段						
(3)	前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。						
(4)	調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。)以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。						
ア	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。						
イ	調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。						
(5)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。						
(6)	保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。						
(7)	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。						
(8)	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。						